

自転車の乗車人員の年齢制限に関する規定の改正

令和2年6月30日（火）施行

自転車の幼児同乗に関する規定

1 改正されるもの

- ① **6歳未満の者** 1人を幼児用座席に乗車させている場合
- ② 幼児用座席に**6歳未満の者** 2人を乗車させている場合
- ③ 幼児用座席に**6歳未満の者** 1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合



幼児二人同乗用自転車に限る

改正



幼児用座席に乗車させることができる者を「**6歳未満の者**」から「**小学校就学の始期に達するまでの者**」に改正されます。

2 改正されないもの

- ④ 4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合



参考（違反となるもの）

3人同乗



背負わず抱っこ



自転車 安全利用 五則

- 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2. 車道は左側を通行
- 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4. 安全ルールを守る
- 5. 子供はヘルメットを着用

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- 頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを着用しましょう
- 自転車を安全に使うために、定期的に点検整備を行いましょう
- 事故に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょう